

昨年12月の市議会定例会で、上水道および簡易水道条例と下水道条例の料金改定が可決されました。この料金改定は4月1日から施行し、4月使用分 **5月に届く納付書** から適用されます。

水道料金の改定

水道事業は特別会計で運営している関係で、水道料金収入で運営するようになっています。しかし、水道料金では不足し、平成17年度の決算で一般会計から水道会計に2億6千万円の繰り入れがなされています。

合併協議会では、各町ごとの料金のばらつき解消と水道料金の値上げで経営の適正化を図る必要性があり、合併後10年間をめぐりに水道料金を改定することに決定しています。

今回は、その合併前の申し合わせにより水道料金を改定するものです。市民の皆さまのご理解とご協力を切にお願いします。

改定後の料金は下記のとおりです。

- ・料金は合算後、10円未満切り捨て
- ・メーター使用料のあった地域のメーター使用料は廃止

水道料金（口径13mm、一般家庭の場合）

（消費税込み）

| 区 域 | 基本水量 | 基本料金 | 超過料金(1m ³ 当たり) |
|-------------------|-----------------|--------|---------------------------|
| 三角町上水道および石打簡易水道区域 | 6m ³ | 1,500円 | 255円 |
| 小田良・大田尾水道区域 | 7m ³ | 1,200円 | 160円 |
| 三角町郡浦簡易水道区域 | 7m ³ | 1,200円 | 170円 |
| 不知火町簡易水道給水区域 | 8m ³ | 1,200円 | 160円 |
| 松橋町上水道区域 | 7m ³ | 1,500円 | 220円 |
| 松橋町竹崎簡易水道給水区域 | 7m ³ | 1,500円 | 220円 |
| 小川町上水道区域 | 7m ³ | 1,500円 | 220円 |
| 小川町飲料水供給区域 | 8m ³ | 1,300円 | 160円 |
| 豊野西部簡易水道給水区域 | 8m ³ | 1,760円 | 230円 |
| 豊野上巢林簡易水道給水区域 | 8m ³ | 1,200円 | 70円 |

（注）口径によって料金が異なります。上記以外については水道課にご確認ください。

水道加入金（上水道および簡易水道）

※水道加入金は7月1日から適用となります。

（消費税込み）

| 水道の口径 | 加入金 |
|-------|----------|
| 13mm | 100,000円 |
| 20mm | 126,000円 |
| 25mm | 168,000円 |

口径や用途など、詳しい内容は水道課（☎32-1020）にお問い合わせください。市ホームページ（<http://www.city.ukikumamoto.jp/>）にも詳しい内容を掲載しています。

下水道の財政状況

下水道料金の改定を説明する前に、市の下水道の財政状況について見てみましょう。

下水道は汚水を処理しています。社会全体で利益を受けることから、受益者負担の考えに基づき、汚水処理費は使用者である市民の皆さんが支払う下水道料金でまかなうことが原則とされています。

しかし、下記のグラフをご覧ください。宇城市では、処理コスト（処理原価）405・9円のうち、使用料原価が120・2円で、維持管理費分にも満たない使用料原価であり、不足額の285・7円を一般会計からの繰入金で補っています。



| 区分 | 処理原価405.9円（汚水処理費） （維持管理費と資本費の合計） | |
|---------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 汚水処理費 | 維持管理費128.7円 （処理場の運転費等） | 資本費277.2円 （地方債償還金） |
| 財源内訳 （改正前） | 使用料原価120.2円 | 不足額285.7円 （一般会計より繰入） |
| 財源内訳 （改正後） | 使用料原価150.4円 | 不足額255.5円 （一般会計より繰入） |

（1m³当たり）

下水道料金の改定

今回の改定では平均約25%値上げします。現在、下水道整備の途中であり、処理原価の全額を使用料でまかなうには高額となるためです。

改定後の下水道使用料の料金表は右記のとおりです。今回の料金改定で、松橋・不知火・小川は統一料金となります。

なお農業集落排水の使用料はこれまでどおりです。

【計算例】1カ月に32m³使った場合（標準世帯4人で計算）

- 8m³まで基本水量 1,100円…①
 - 9m³～20m³まで 12m³×134円＝1,608円…②
 - 21m³～30m³まで 10m³×145円＝1,450円…③
 - 31m³～32m³まで 2m³×155円＝310円…④
- ①+②+③+④＝4,468円

下水道使用料は、10円未満を切り捨てた4,460円となります。

1カ月当たりの下水道使用料（消費税を含む）

| 区 分 | 基本料金 | | 超過使用料金 | |
|-----------------|---------------------|--------|---|--------------------|
| | 使用水量 | 料金 | 使用水量 | 料金/1m ³ |
| 一般汚水 | 8m ³ まで | 1,100円 | 8m ³ を超え20m ³ まで | 134円 |
| | | | 20m ³ を超え30m ³ まで | 145円 |
| | | | 30m ³ を超え50m ³ まで | 155円 |
| | | | 50m ³ を超えるもの | 166円 |
| 浴場業務汚水（温泉汚水を含む） | 1m ³ につき | 27円 | | |

川や海の水質保全

河川や海にきれいな水を返します。



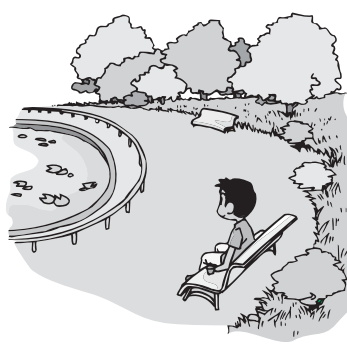
トイレが水洗になる

清潔で快適な水洗トイレが使い、悪臭もなくなります。



街が清潔になる

悪臭や蚊、ハエの発生を防ぎます。



下水道の役割